

春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1種目の欄に掲げる用具とする。

2 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の規定により補装具費の支給を受けることのできる者及び春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号）第33条の規定により日常生活用具の給付を受ける者を除く。）で、別表第1対象者の欄に掲げるものとする。

(費用の額)

第4条 用具の給付に要する費用は、別表第1基準額の欄に掲げる額を限度とする。

(耐用年数)

第5条 用具の耐用年数は別表第1耐用年数の欄に定めるものとし、既に給付を受けた用具と同一種目の用具の給付については、当該用具の耐用年数を経過していない場合は、支給を行わないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(給付の申請)

第6条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者

本人は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 小児慢性特定医療費医療受給者証の写し
- (2) 医師の作成する診断書・意見書（第2号様式）
- (3) 申請の日の属する年度分の市町村民税額のわかる書類
- (4) 第8条に規定する業者が発行する見積書
- (5) 給付を希望する用具のカタログ又はその写し

2 市長は、前項各号の規定により申請書に添付する書類の中で証明すべき事項が公簿等によって確認できるときには、当該書類を省略させることがある。

（給付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合は日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合は日常生活用具給付却下通知書（第5号様式）を、前条の申請をした者に交付するものとする。

（用具の給付）

第8条 市長は、用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）を通じて行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第9条 第7条の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 受給者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。

3 受給者は、用具を納品する業者に対し、給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納品した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に

要した額から前項の規定により受給者が業者に直接支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第10条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがある。

(支給台帳等の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、改正後の春日井市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成24年11月1日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、同日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行し、同日以降の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月7日から施行し、同日以降の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

別表第1 (第3条—第5条関係)

種 目	性 能	対 象 者	基準額	耐用年数
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	常時介助を要する者	4,900円	8年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	21,560円	5年
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	上肢機能に障害のある者	166,320円	8年
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	169,400円	8年
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な者	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を要する者	99,000円	8年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない者	73,700円	5年

体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある者	16,500円	5年
車いす	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	下肢が不自由な者	77,440円	6年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する者	13,380円	3年
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	62,040円	5年
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調節が著しく難しい者	22,000円	—
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580円（年度当たりの上限額）	—
ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	39,600円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250円	5年
ストーマ装具	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	ア ストーマ装具（消化器系） 人工肛門を造設した者	9,460円（1か月当たり）	—
		イ ストーマ装具（尿路系） 人工膀胱を造設した者	12,430円（1か月当たり）	—
人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	10,725円（1か月当たり）	—

人工呼吸器用バッテリー	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（充電器及びインバーター等を含める）	人工呼吸器の装着が必要な者	200,000円	5年
自家発電機	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの		100,000円	10年
外部バッテリーまたはポータブル電源	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの	呼吸器機能障害を有し、電気式たん吸引器またはネブライザーを使用している者	50,000円	5年

（注1）診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えたものについて支給する。

（注2）人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリーまたはポータブル電源については、最初の支給決定に係る当該用具の耐用年数内において基準額まで複数回給付できる。

（注3）外部バッテリーまたはポータブル電源については、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付履歴で電気式たん吸引器またはネブライザーの使用が確認できる場合、医師の意見書を省略することができる。

別表第2（第9条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月額	加算基準月 額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び保護者の申請に基づき、同法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100円	110円
C階層	当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250円	230円
D階層	市町村民税所得割課税世帯	所得割の年額が 3,000円以下	D1階層	2,900円	290円
		3,001～ 5,800円	D2 "	3,450円	350円
		5,801～ 8,700円	D3 "	3,800円	380円
		8,701～ 13,000円	D4 "	4,250円	430円
		13,001～ 17,400円	D5 "	4,700円	470円
		17,401～ 22,400円	D6 "	5,500円	550円
		22,401～ 28,200円	D7 "	6,250円	630円
		28,201～ 58,400円	D8 "	8,100円	810円
		58,401～ 75,000円	D9 "	9,350円	940円
		75,001～ 96,600円	D10 "	11,550円	1,160円
		96,601～ 121,800円	D11 "	13,750円	1,380円
		121,801～ 175,500円	D12 "	17,850円	1,790円
		175,501～ 221,100円	D13 "	22,000円	2,200円
		221,101～ 380,800円	D14 "	26,150円	2,620円
		380,801～ 549,000円	D15 "	40,350円	4,040円

		549,001～ 579,000 円	D16 "	42,500 円	4,250 円
		579,001～ 700,900 円	D17 "	51,450 円	5,150 円
		700,901～ 849,000 円	D18 "	61,250 円	6,130 円
		849,001～1,041,000 円	D19 "	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D20 "	全 額	徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560 円に満たない場合は8,560 円

備 考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの表の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 対象者に民法（明治29 年法律第89 号）第877 条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行う。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を

指すのであって、夫婦と対象者が同一家庭で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第 877 条に定められている直系親族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得割」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税の所得割（地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいい、「支援給付」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「本通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その徴収基準月額の算定に当たり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、本通知の規定による調整方法を行うものとする。指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、

支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所
申請者
氏名

（給付対象者との続柄）

次のとおり日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日生（歳）		
	住所					
	電話番号					
	疾病名					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考（対象者に対する介護の状況等）	
			年 月 日			
給付を希望する理由						
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家（貸主の諾否）	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴・清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要（一部・全部） 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項						
備考						

この申請に関する審査に必要な範囲で世帯及び所得に関する公簿の閲覧を承諾します。

（氏名）

第2号様式（第6条関係）

診 断 書 ・ 意 見 書

（小児慢性特定疾病児童用）

患者氏名

年 月 日生

患者住所

疾 病 名

日常生活用具の種目

症 状（日常生活用具を必要とする身体の状態等）

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏 名

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

日常生活用具給付決定通知書

先に申請のありました日常生活用具の給付については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号		給付決定年月日	
氏名		生年月日	
住所			
給付する用具名（含む型式・規模等）			
保護者氏名		対象者との続柄	
価格	扶養義務者負担額	公費負担額	
納入業者の名称			
納入業者の所在地			

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

日常生活用具給付券

給付番号		給付決定年月日	
氏名		生年月日	
住所			
給付する用具名（含む型式・規模等）			
保護者氏名		対象者との続柄	
価格	扶養義務者負担額	公費負担額	
納入業者の名称			
納入業者の所在地			
<p>この日常生活用具を確かに受領しました。</p> <p>また、この日常生活用具費の受領の権限を上記納入業者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			

第5号様式(第7条関係)

日常生活用具給付却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付については、次の理由により却下します。

1 申請事項

2 却下の理由